

規制の事前評価書

政策の名称	中小事業主団体が労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例	担当部局名	職業安定局派遣・有期労働対策部	作成責任者名	若年者雇用対策室長 牛島 聡	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連条項	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(青少年の雇用の促進等に関する法律)第18条(委託募集の特例)						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業安定法では、労働者の中間搾取等を防止するため、労働者の募集を委託するときは厚生労働大臣の許可を得なければならないと定めている。 ○ また、若者の雇用を促進するに当たり、若者は職業選択に当たって知名度の高い大企業を選択しやすい傾向にある中、中小企業と若者のマッチングを促進することが重要であるが、毎年募集を行う大企業とは異なり、中小企業では必要に応じて労働者を募集するというケースも多く、募集又は採用に関するノウハウの蓄積が大企業に比べて十分になされていないという課題がある。 <p>【規制の目的・内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知名度等の面で劣後する中小企業における若者の雇用をより一層促進するため、厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体が、その構成員たる認定事業主から若者の募集又は採用を行う者の募集について委託を受ける場合には、当該中小事業主団体が厚生労働大臣に届出を行えば足りることとする。 ○ また、厚生労働大臣は承認した中小事業主団体に対し、承認が適当でない場合はこれを取り消すことができるとし、若者の募集又は採用を行うための人材確保に関する相談及び援助の実施状況について報告を求めることができることとする。 <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業における若者の雇用を促進するためには、若者の雇用に関する取組が優良な中小企業に対する認定制度を創設し、その情報発信を支援するとともに、当該認定を受けた事業主における若者の募集及び採用に必要な労働者の確保を容易にするための委託募集の特例を設けることが必要である。 						
想定される代替案	中小事業主団体が厚生労働大臣の承認を受けていなくても、委託募集に係る規制の特例を認める。						
規制の費用	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	各中小事業主団体において、承認申請を目指す場合に当該申請に係る費用が発生することとなる。						新たに発生する費用はないものと考えられる。
2 行政費用	承認の申請がなされた場合には、当該申請の審査を行うための行政費用が発生することとなる。						新たに発生する費用はないものと考えられる。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。						委託募集を行うのに適当でない事業主団体を排除することができず、中間搾取等の弊害の発生を防止することができない。
規制の便益	便益の要素						代替案の場合
	改正案を導入することにより、企業への便益として、認定を受けた中小事業主における若者の募集及び採用に必要な労働者の確保が容易となり、ひいては社会的便益として、中小事業主における労働力需給のミスマッチの解消に資する。さらに、国民への便益として、委託募集を行うのに適当でない事業主団体を排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。						代替案を導入することにより、企業への便益として、認定を受けた中小事業主における若者の募集及び採用に必要な労働者の確保が容易となり、ひいては社会的便益として、中小事業主における労働力需給のミスマッチの解消に資する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案を導入することにより、承認に係る手続きや審査のための費用が発生するものの、委託募集を行うのに適当でない中小企業主団体を排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止されること等から、認定を受けた中小事業主における若者の募集及び採用に必要な労働者の確保が効果的に実施されることとなり、社会全体で若者の雇用の促進が図られる。</p> <p>一方、代替案を導入することにより、承認を受けた中小事業主団体が委託募集を実施した場合は、改正案と同様の費用及び便益が発生するが、承認を受けない中小事業主団体が委託募集を実施した場合には、承認に係る手続きや審査のための費用は発生しないものの、委託募集を行うのに適当でない事業主団体を排除することができず、中間搾取等の被害の発生を防止することができない。その結果、中小事業主における若者の募集及び採用に必要な労働者の確保が効果的に実施されることにより社会全体で若者の雇用の促進が図られるという便益が限定的なものとなるおそれがある。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が適当である。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）(抄) 第二 3つのアクションプラン 2－2 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用 (3)新たに講ずべき具体的施策 ii)若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 ・「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。</p> <p>労働政策審議会職業安定分科会建議(平成27年1月23日) 「若者の雇用対策の充実について」(抜粋) II. 4 企業における若者の活躍促進に向けた取組に対する支援について (2) 認定制度の創設 若者の採用・育成に積極的に取り組み、実力を有しながらも、知名度等の点から若者の採用面に課題を抱える中小企業の情報発信を支援することで、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援し、マッチングの向上を図っていくため、新たに認定の仕組みを創設することが適当である。 具体的には、①新規学校卒業者の定着状況(新規学校卒業者の3年以内の離職率等)、②ワーク・ライフ・バランスに関する状況(育児休業取得率、年間有給休暇取得率、月平均所定外労働時間等)が一定水準を満たし、かつ、③若者の育成に熱心に取り組んでいる(計画的な社内教育を行いその内容を公表している等)企業を認定し、支援措置を講ずることが適当である。</p>						
レビューを行う時期又は条件	法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。						